

久留米市公告第141号

公有財産売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6及び久留米市契約事務規則第4条の規定に基づき公告する。

平成21年11月6日

久留米市長職務代理者  
久留米市副市長 檜原 利則

1 入札に付する公有財産物件

以下の物件を入札に付し売却する。

| 物件番号 | 物件<br>(財産名称)   | 物件の概要  | 予定価格<br>(円) | 入札保証金<br>(円) |
|------|----------------|--|-------------|--------------|
| 車1   | 10トンダンプ<br>1号車 | 車両番号：久留米11や3614<br>車名：三菱<br>初年度登録年月：平成8年3月<br>型式：KC-FV419JD        | 500,000     | 50,000       |
| 車2   | 10トンダンプ<br>2号車 | 車両番号：久留米11や3397<br>車名：ニッサンディーゼル<br>初年度登録年月：平成7年3月<br>型式：U-CW530HVD | 450,000     | 45,000       |
| 物1   | 映写機 1          | メーカー：(株)エルモ<br>型式：16-CL  | 8,000       | 800          |
| 物2   | 映写機 2          | メーカー：(株)エルモ<br>型式：16-CL OPTICAL                                    | 10,000      | 1,000        |

「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とする。

2 入札の方法

ヤフー株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム(以下「ヤフー・オークション」という。)を利用する。

(<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>)

なお、入札参加手続き等についてはヤフー・オークション久留米市公有財産売却ページ(以下「ヤフー・オークション久留米市ページ」という。)において公開する。

([http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/k\\_fko\\_kurume\\_city](http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/k_fko_kurume_city))

3 入札に必要な各種様式及び売却物件に関する資料の配布

入札に必要な各種様式は、久留米市ホームページにて配布する。

(<http://www.city.kurume.fukuoka.jp/1070sangyou/2010nyuusatsu/3080kouyuzaiba>)

ikyaku/2009-0628-1444-440.html )

また、売却物件の情報は、ヤフー・オークション久留米市ページにおいて公開する。

#### 4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 久留米市が定める久留米市インターネット公有財産売却ガイドライン(以下「久留米市ガイドライン」という。)およびヤフー株式会社が定めるヤフー・オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾し、順守することができること。
- (3) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していること。
- (4) 暴力的行為を行う組織に属していないこと。
- (5) 日本語を完全に理解できること。
- (6) あらかじめ入札参加申込みの手続きを完了していること。

#### 5 入札参加申込み及び入札保証金の納付

以下の(1)及び(2)の手続きを完了しない者は入札に参加できない。

##### (1) 仮申込み

方法 あらかじめ取得した Yahoo! JAPAN ID を使用して、ヤフー・オークション上に参加者情報を登録すること。

期間 平成21年11月6日(金曜)午後1時から11月20日(金曜)午後2時まで

##### (2) 本申込み

方法 公有財産売却一般競争入札参加申込書を持参又は郵送すること。

期間 平成21年11月6日(金曜)から11月20日(金曜)

午前8時30分から午後5時15分まで(11月6日は午後1時から)

ただし、持参の場合は土、日曜を除く。また、郵送の場合は11月20日(金曜)消印有効とする。

##### (3) 入札保証金の納付

入札に参加する者は、物件ごとに定められた入札保証金を納付する。入札保証金は、予定価格(最低売却価格)の100分の10以上の金額を定める。

入札保証金は、クレジットカードによる納付のみで、前記5(1)の仮申込みを行うときにカード情報を登録すること。

入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後全額返還する。

#### 6 下見会の開催

- (1) 下見会の日時及び場所

| 物件番号  | 下見会日時                 |                      | 下見会場所                       |      |
|-------|-----------------------|----------------------|-----------------------------|------|
| 車 1、2 | 平成 21 年 11 月 11 日(水曜) | 午後 2 時 ~<br>午後 4 時   | 上津刈-センター<br>久留米市上津町 2199-35 | 駐車場北 |
| 物 1、2 |                       | 午前 10 時 ~<br>午前 12 時 |                             | 大会議室 |

(2) 下見会において、公有財産の確認をしない場合はヤフー・オークション久留米市サイトに掲載している物件の写真や情報などを承知したものとみなす。

## 7 質問の受付及び回答

- (1) 質問受付期間 平成 21 年 11 月 6 日(金曜)午後 1 時から平成 21 年 11 月 20 日(金曜)午後 5 時 15 分まで
- (2) 質問方法 久留米市契約監理室 (keiyaku@city.kurume.fukuoka.jp) へ電子メール送信
- (3) 回答方法 久留米市契約監理室から質問者へ電子メール返信

## 8 入札期間及び方法

- (1) 入札期間 平成 21 年 12 月 4 日(金曜)午後 1 時から 12 月 11 日(金曜)午後 1 時まで
- (2) 入札方法  
前記 5 の(1)から(3)のすべての手続きを完了した者は、Yahoo! JAPAN ID で入札(入札金額をヤフー・オークション上に入力)すること。  
入札(入札金額の入力)は、一回のみとし、入札する者の都合による取消しや変更はできない。

## 9 開札及び落札者の決定

- (1) 平成 21 年 12 月 11 日(金曜)午後 1 時以降にヤフー・オークション上で開札を行う。
- (2) 物件ごとに予定価格(最低売却価格)以上でかつ最高価格である入札金額を売却決定金額とし、その入札金額で入札した者を落札者とする。
- (3) 最高価格で入札した者が複数いる場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定する。
- (4) 物件ごとに落札者の Yahoo! JAPAN ID 及び売却決定金額をヤフー・オークション上に公開する。

## 10 契約保証金の納付

落札者は、落札の決定後に契約保証金を納付する。契約保証金は、入札保証金と同額とする。落札者の納付した入札保証金は落札者の充当依頼書に基づき、全額を契約保証

金に充当する。

#### 11 契約条項を示す場所

契約条項を示す場所は久留米市契約監理室とする。

#### 12 契約の締結

- (1) 落札者は、平成21年12月17日(木曜)午後5時までに売買契約書により契約を締結しなければならない。
- (2) 落札者は、売買契約書の他に市町村が発行する身分証明書を提出しなければならない。
- (3) 落札者が契約締結に至らない場合は、契約保証金は損害金として久留米市に帰属する。

#### 13 売却代金の納付

- (1) 契約を締結した者は、平成21年12月24日(木曜)午後2時までに久留米市が交付する納付通知書により当該契約に係る売却代金を納付し、領収書の写しを久留米市契約監理室契約課に郵送またはファックス送信しなければならない。
- (2) 前記13(1)の納付期限までに売却代金の納付が確認できない場合は、契約保証金は損害金として久留米市に帰属する。
- (3) 売却代金は、売却決定金額から契約保証金を差し引いた金額とする。

#### 14 物件の引渡し

- (1) 引渡期間 平成22年1月4日(月曜)から平成22年1月7日(木曜)午後3時まで
- (2) 引渡場所 上津クリーンセンター(久留米市上津町2199-35)
- (3) 売却代金の納付を確認した後、売却代金納付時の現状のまま売却物件を引渡す。  
なお、引渡しに関する一切の費用は落札者の負担とする。

#### 15 入札の無効

入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

#### 16 その他

- (1) 入札参加者は、ヤフー・オークション久留米市ページ及び市ガイドライン等を確認し、条項を遵守すること。
- (2) 契約締結後に、久留米市の責に帰することができない事由により滅失及び毀損等が生じた場合、久留米市に対して契約の解除及び売却代金の減額を請求することはできない。
- (3) この公告、市ガイドライン等に記載する事項及び下見会にて確認した売却物件と整合

しない事柄を発見しても、それを理由として落札の無効、契約の解除及び売却代金の減額を請求することはできない。また、久留米市は瑕疵担保責任を負わない。

(4) 契約締結後に、その契約に定める義務を履行しないときは、その損害に相当する金額を損害賠償として久留米市に支払わなければならない。